

I 情報公開制度の実施状況

1 請求・申出の受付・処理件数

市では、より開かれた市政の推進を目指して、市で保有している情報について、どなたでも閲覧や写しの交付を請求できる情報公開制度を実施しています。

令和2年度の公開請求件数は403件、申出件数は5件でした（表1）。

表1 請求・申出の受付・処理件数

	受付件数	処 理 件 数			
		全部公開	部分公開	非公開	合 計
請求	403	364	104	11	479
申出	5	1	2	7	10
合計	408	365	106	18	489

請求 平成17年10月1日以後に市、編入前の江南町若しくは解散前の熊谷地区消防組合の職員が作成し、又は取得した情報の公開を求める場合

申出 合併前の熊谷市、大里町及び妻沼町から承継された情報、編入前の江南町若しくは解散前の熊谷地区消防組合から承継された情報のうち平成17年9月30日までに職員が作成し、若しくは取得した情報又は解散前の荒川南部環境衛生一部事務組合及び妻沼南河原環境施設組合から承継された情報の公開を求める場合

※ 1件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、1件に対し複数の決定が行われることがあります。また、受付後に取下げが行われることがあります。したがって、受付件数と処理件数の合計は、一致しないことがあります。

2 実施機関別の受付・処理件数

令和2年度の請求・申出の受付・処理件数を実施機関別に区分すると、市長が受付402件・処理476件、教育委員会が受付6件・処理13件、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会に対する請求又は申出はありませんでした(表2)。

表2 実施機関別の受付・処理件数

実施機関		受付件数	処 理 件 数			
			全部公開	部分公開	非公開	合 計
市長	請求	397	355	100	11	466
	申出	5	1	2	7	10
	合計	402	356	102	18	476
教育委員会	請求	6	9	4	0	13
	申出	0	0	0	0	0
	合計	6	9	4	0	13
選挙管理委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監査委員	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農業委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
議会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
合 計	請求	403	364	104	11	479
	申出	5	1	2	7	10
	合計	408	365	106	18	489

※ 1件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、1件に対し複数の決定が行われることがあります。また、受付後に取下げが行われることがあります。したがって、受付件数と処理件数の合計は、一致しないことがあります。

3 非公開情報の内訳

令和2年度の非公開決定は18件、部分公開決定は106件でした（表2）。

非公開情報の内容・内訳は、表3のとおりです。

なお、決定に対する審査請求は、1件でした。

表3 非公開情報の内訳

非公開の理由	条例の根拠条項	件数		
		請求	申出	合計
個人に関する情報	第7条第1項第1号	40	2	42
法人等に関する情報	第7条第1項第2号	50	0	50
意思決定過程に関する情報	第7条第1項第3号	0	0	0
事務事業の執行に関する情報	第7条第1項第4号	8	0	8
国等との協力関係維持に関する情報	第7条第1項第5号	55	0	55
社会的障害を発生させる情報	第7条第1項第6号	0	0	0
法令秘に関する情報	第7条第1項第7号	0	0	0
主務大臣等から指示のあった情報	第7条第1項第8号	0	0	0
文書不存在		11	7	18
合計		164	9	173

※ 1件の決定で複数の非公開の理由が該当する場合があります。したがって、非公開及び部分公開の処理件数と、非公開情報の内訳件数は、一致しないことがあります。

4 情報提供の実施状況

情報公開コーナーでは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する相談・案内や2つの制度の請求の受付を行うほか、予算書、決算書、統計書、市議会議事録等の市政に関する各種資料を備え、市民が自由に閲覧又はコピーをすることができます。

II 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務及び目的外利用等の届出状況

市では、より公正で信頼される市政の推進を目指し、市で保有している個人情報について、取扱いのルールを定めるとともに開示、訂正等を請求できる個人情報保護制度を実施しています。

この制度において、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始する場合には、どのような個人情報を収集し、どのような目的に利用するかを明らかにするため、個人情報取扱事務届出書による届出を義務付けています。

なお、届出の内容を変更する場合や廃止する場合にも届出が必要となっています。

また、実施機関が管理している保有個人情報について、その収集の目的の範囲を超える保有個人情報の利用又は市以外のものに保有個人情報の提供（目的外利用等）したときにも、市長への届出が義務付けられています。

この個人情報取扱事務届出書等は、情報公開コーナーで閲覧することができます。

令和2年度末の個人情報取扱事務及び目的外利用等の届出状況は、表1のとおりです。

また、令和2年度における個人情報取扱事務の届出は、表2のとおりです。

表1 個人情報取扱事務及び目的外利用等の届出状況

実施機関	令和元年度末 届出件数	令和2年度中届出件数			令和2年度末 届出件数	目的外利用 等届出件数
		開始	変更	廃止		
市長	573	7	5	1	579	232
教育委員会	58	2	0	0	60	3
選挙管理委員会	7	0	0	0	7	2
公平委員会	3	0	0	0	3	0
監査委員	1	0	0	0	1	0
農業委員会	25	0	0	0	25	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0	0	1	0
議会	3	0	0	0	3	0
合計	671	9	5	1	679	237

表2 個人情報取扱事務の新規届出状況

No	実施機関	名称	目的	対象者	項目	開始年月日	収集方法	収集の時期	保存年限	記録形態	電子計算機処理の有無	委託の有無	個人情報保護管理者
						届出年月日							
1	市長	STOPコロナ、小規模事業者緊急支援事業	小規模事業者に対し、支援金を交付するため	市内に住所を有する小規模事業者	氏名、住所、生年月日等、電話番号、職業・職歴、所得・収入、課税状況	R2.5.7 R2.4.23	本人から収集	随時	事業終了まで	文書	無	無	商工業振興課長
2	教育委員会	熊谷図書館来館者の連絡カード	新型コロナウイルス感染拡大の防止のため	熊谷図書館来館者	氏名、住所、電話番号	R2.6.10 R2.6.4	本人から収集	随時	1か月後廃棄	文書	無	無	熊谷図書館長
3	教育委員会	プラネタリウム館来館者連絡用受付簿 プラネタリウム館来館の連絡カード	新型コロナウイルス感染拡大の防止のため	プラネタリウム館来館者	氏名、住所、電話番号	R2.6.16 R2.6.9	本人から収集	随時	1か月後廃棄	文書	無	無	プラネタリウム館長
4	市長	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	ひとり親世帯臨時特別給付金を支給するため	①令和2年6月分の児童扶養手当を受けているひとり親世帯 ②公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していないひとり親世帯 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったひとり親世帯 上記に該当するひとり親世帯の申請者(父母養育者)とその扶養義務者	氏名、住所、生年月日等、性別、電話番号、所得・収入	R2.6.24 R2.6.24	本人から収集 本人以外から収集 目的外利用	定期	10年	文書、電子データ	無	無	こども課長
5	市長	「STOPコロナ」地域応援プレミアム付き商品券発行事業	プレミアム商品券を発行するため	市内に住民登録がある者	氏名、住所、生年月日等、性別	R2.7.1 R2.6.29	本人から収集 目的外利用	随時	5年	文書	有	無	商工業振興課長
6	市長	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種対象者の接種状況の把握のため	熊谷市民及び過去に熊谷市民として接種を受けた者	氏名、住所、生年月日等、性別、個人番号、電話番号、健康状態、接種履歴	R3.1.1 R2.12.25	本人から収集 本人以外から収集	随時	5年	文書、磁気テープ等	有	有	健康づくり課長
7	市長	熊谷市誕生祝金支給事業	熊谷市に出生した子の保護者に対して、誕生祝金を支給するため	熊谷市に出生した子及びその保護者	氏名、住所、生年月日等、口座情報	R3.4.1 R3.1.7	本人から収集 本人以外から収集 目的外利用	随時	10年	文書、電子データ	無	無	こども課長
8	市長	熊谷市特別誕生祝金支給事業	令和2年4月28日から令和3年3月31日までに熊谷市に出生した子の保護者に対して、誕生祝金を支給するため	令和2年4月28日から令和3年3月31日までに熊谷市に出生した子の保護者及びその保護者	氏名、住所、生年月日等、口座情報	R3.3.19 R3.1.7	本人から収集 本人以外から収集 目的外利用	随時	10年	文書、電子データ	無	無	こども課長
9	市長	熊谷市子育て応援臨時給付金支給事業	令和3年3月31日時点で熊谷市に住民票を有している出生日が平成14年4月2日以降の児童の保護者に対して、子育て応援臨時給付金を支給するため	令和3年3月31日時点で市内に住民登録がある出生日が平成14年4月2日以降の児童の保護者	氏名、住所、生年月日等、口座情報	R3.4.1 R3.2.1	本人から収集 本人以外から収集 目的外利用	随時	10年	文書、電子データ	無	無	こども課長

2 開示請求の受付・処理件数

令和2年度の開示請求の受付、処理件数を実施機関別に区分すると、市長が受付38件・処理39件、教育委員会が受付・処理が1件、農業委員会が受付・処理1件でした（表3）。

表3 実施機関別の受付・処理件数

実施機関	受付件数	処 理 件 数			
		全部開示	部分開示	不開示	合 計
市長	38	4	33	2	39
教育委員会	1	0	1	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	1	1	0	0	1
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合 計	40	5	34	2	41

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合があるため、1件に対し複数の決定が行われることがあります。また、受付後に取下げが行われることがあります。したがって、受付件数と処理件数の合計は、一致しないことがあります。

3 訂正等の請求件数

実施機関が保有している自己情報について事実には誤りがあると認めるときは訂正請求を、条例の規定に違反して自己情報を収集したと認めるときは削除請求を、条例の規定に違反した自己情報の利用等をしていると認めるときは利用等の中止の請求をすることができます。

令和2年度は、訂正請求、削除請求、利用等の中止請求のいずれもありませんでした。

4 不開示情報の内訳

令和2年度の不開示決定は2件、部分開示決定は34件でした（表3）。

不開示情報の内容・内訳は、表4のとおりです。

なお、請求に対する審査請求はありませんでした。

表4 不開示情報の内訳

不開示の理由	条例の根拠条項	件数
法令秘情報	第15条第3項第1号	0
評価、診断等情報	第15条第3項第2号	3
第三者情報	第15条第3項第3号	34
公共の安全、秩序の維持情報	第15条第3項第4号	0
審議、検討又は協議に関する情報	第15条第3項第5号	2
事務事業の執行に関する情報	第15条第3項第6号	3
国等との協力関係維持に関する情報	第15条第3項第7号	2
文書不存在		2
合計		46

※ 1件の請求に対し複数の理由による決定が行われることがあります。